

証券コード 6315
2022年6月7日

株 主 各 位

京都市南区上鳥羽上調子町5番地

TOWA株式会社

代表取締役社長 岡 田 博 和

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分（営業時間内）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使は書面に加えてインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用を推奨いたします。

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 京都市南区上鳥羽上調子町5番地

当社本社7階会議室

（添付の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.towajapan.co.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月×日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

印刷後

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

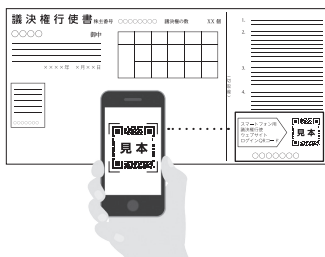
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

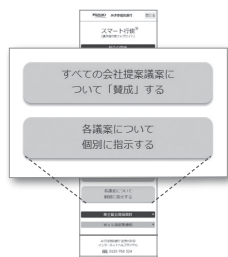
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は**1回のみ**。

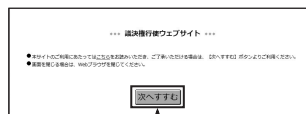
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

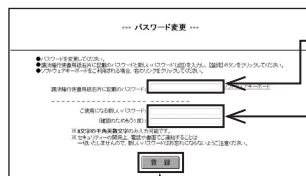
- 2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 （条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第1条～第13条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第41条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第15条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 <u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制のさらなる強化を図るため、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役が構成員の過半数を占め、議長も独立社外取締役が務めております。）の審議を経て取締役会において決定しております。

また、当社の監査等委員会から取締役候補者全員について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	おかだ ひろかず 岡田 博和 再任	代表取締役社長
2	いしだ こういち 石田 耕一 再任	取締役 常務執行役員 営業本部・コア技術事業本部・開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 コア技術事業本部長
3	しばはら のぶたか 柴原 信隆 再任	取締役 執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長
4	にしむら かずひろ 西村 一洋 新任	執行役員 生産本部長
5	みうら むねお 三浦 宗男 新任	執行役員 営業本部長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	おかだ ひろかず 岡田博和 (1951年8月11日生)	1979年4月 当社入社 1988年3月 当社取締役 2000年6月 当社常務取締役 2003年8月 当社取締役 2005年11月 当社取締役 P M市場開発室長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 P M市場開発室長 2008年6月 当社取締役 常務執行役員 開発本部長 2010年4月 当社専務取締役 開発本部・営業本部・坂東記念研究所担当 2012年4月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 東和半導体設備(南通)有限公司 董事長	191,220株
《取締役候補者とした理由》 1979年入社後、当社事業のグローバル展開を推進し、営業部長を経て取締役に就任。当社グループの半導体ビジネスにおける営業体制の礎を築く。その後、開発本部長等、商品開発における責任者を歴任。専務取締役を経て、2012年に現職の代表取締役社長に就任。多岐にわたる業務経験で培われた見識と人脈に加え、豊富なアイデアを持ち、経営者としてのリーダーシップを発揮し続けており、技術と企業文化の継承を行う上での最重要人物として、引き続き取締役候補者といたしました。			
2 再任	いしだ こういち 石田耕一 (1962年10月6日生)	1985年3月 当社入社 2010年4月 当社執行役員 モールド事業部長 2014年4月 当社執行役員 営業本部長 2016年4月 当社上席執行役員 営業本部長 兼 新事業推進本部長 2017年6月 当社取締役 上席執行役員 営業本部長 兼 新事業推進本部長 2018年4月 当社取締役 上席執行役員 営業本部・新事業推進本部担当 新事業推進本部長 2021年4月 当社取締役 常務執行役員 営業本部・新事業推進本部担当 新事業推進本部長 2022年4月 当社取締役 常務執行役員 営業本部・コア技術事業本部・開発本部・ シンギュレーション開発本部担当 コア技術事業本部長 (現任)	15,000株
《取締役候補者とした理由》 1985年入社後、長年にわたり当社の生産部門に従事し、2010年からは執行役員として事業戦略の構築と推進を行い事業基盤の強化に貢献。2017年6月から取締役を務めており、現在は営業本部、コア技術事業本部、開発本部、シンギュレーション開発本部を管掌。これらの経験と実績は、今後も当社グループ経営に大きく寄与し、持続的な成長の実現に不可欠な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

募集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	しばはらのぶたか 柴原 信 隆 (1964年8月16日生)	1987年4月 当社入社 2008年4月 当社生産本部生産管理室長 2010年4月 当社管理本部企画部長 2014年4月 TOWA半導体設備(蘇州)有限公司 総経理 2017年10月 当社経営企画本部長 2019年4月 当社執行役員 経営企画本部長 2021年4月 当社執行役員 管理本部長 2021年6月 当社取締役 執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長 (現任)	9,500株
《取締役候補者とした理由》 1987年入社後、主に当社の生産部門と管理部門に従事。また海外拠点の代表者として経営全般の管理・監督を担った経験を活かし、2019年からは執行役員として、2021年からは取締役として経営基盤の強化に大きく貢献。今後もグループ経営全般に関する見識と実行力をもって当社グループ全体の持続的な企業価値向上の実現に不可欠な人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4 新任	にしむら かずひろ 西村 一 洋 (1965年11月3日生)	1984年6月 当社入社 2010年10月 TOWA半導体設備(蘇州)有限公司 総経理 2014年4月 当社システム事業部システム製造部長 2017年10月 当社モールド事業部付部長 2018年10月 当社モールド事業部長 2020年4月 当社執行役員 生産本部長 (現任)	66株 (2,920株)
《取締役候補者とした理由》 1984年入社後、生産部門に長年従事し、当社の主要な生産拠点である中国子会社の代表者として経営全般の管理・監督も経験。2020年からは執行役員として生産体制の強化を行い、TOWA10年ビジョンの達成に大きく貢献。今後も当社グループの生産戦略のさらなる推進と生産体制の一層の強化に不可欠な人物と判断し、新たに取締役候補者いたしました。			
5 新任	みうら むねお 三浦 宗 男 (1969年8月1日生)	1990年10月 当社入社 2015年4月 当社営業本部営業技術部長 2016年4月 当社営業本部グローバル営業部長 2018年4月 当社営業本部長 2020年4月 当社執行役員 営業本部長 (現任)	一株 (3,177株)
《取締役候補者とした理由》 1990年入社後、設計部門に従事し、約10年間当社の海外子会社での勤務も経験。帰国後は、営業技術部、営業部長を経て、2020年からは執行役員としてグローバル営業体制の強化や前受金取引などのキャッシュフローの改善を行い、当社グループの収益力向上に大きく貢献。豊富な海外経験や実績は、今後も当社グループの持続的な成長の実現に不可欠な人物と判断し、新たに取締役候補者いたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数につきましては、2022年3月31日時点の状況を記載しております。また、西村一洋氏および三浦宗男氏につきましては、TOWA社員持株会における本人持分を（ ）内に外数で記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	がもう きよしげ 蒲 生 喜代重 新任	執行役員
2	わけ だいすけ 和 氣 大 輔 再任 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員）
3	ごとう みほ 後 藤 美 穂 再任 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員）
4	たなか もとこ 田 中 素 子 新任 社外取締役 独立役員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>1</p> <p>新任</p>	<p>がもう きよしげ 蒲生 喜代重 (1961年3月18日生)</p>	<p>2000年10月 当社入社 2008年10月 当社品質保証管理室長 2012年4月 当社坂東記念研究所管理室長 2013年1月 当社管理本部企画部長 2014年10月 当社執行役員 経営企画本部長 2017年10月 当社執行役員 TOWAM Sdn.Bhd. Managing Director 2022年4月 当社執行役員(現任)</p>	<p>33,000株 (1,939株)</p>
<p>《監査等委員である取締役候補者とした理由》 2000年入社後、生産部門や開発部門、経営企画など様々な部門での管理経験を生かし、2014年からは執行役員として経営基盤の強化、2017年からは当社の主要な生産拠点であるマレーシア子会社の代表者として経営全般の管理・監督を担い、生産体制の強化に貢献。グループ経営全般に関する見識や海外業務に関する知見から、客観的に公正な立場で監査等委員の職務を遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			
<p>2</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>わけ だいすけ 和氣 大輔 (1968年8月2日生)</p>	<p>1998年10月 中央監査法人入所 2005年1月 和氣公認会計士事務所開設、所長に就任(現任) 2012年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 和氣公認会計士事務所所長 シライ電子工業株式会社社外取締役監査等委員</p>	<p>6,400株</p>
<p>《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 和氣大輔氏は、公認会計士・税理士として、企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	ごとう みほ 後藤美穂 (1969年12月10日生)	1997年4月 弁護士登録 2005年10月 後藤総合法律事務所開設(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 後藤総合法律事務所弁護士	500株
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 後藤美穂氏は、弁護士として法律事務所の共同経営に携わるとともに、法律に関する高い専門的知識と経験を有しており、客観的な立場から当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			
4 新任 社外 独立	たなか もとこ 田中素子 (1959年12月13日生)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2003年7月 有限責任監査法人トーマツパートナー 2020年7月 田中公認会計士事務所開設、所長に就任(現任) (重要な兼職の状況) 田中公認会計士事務所所長	-株
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 田中素子氏は、公認会計士として大手監査法人での豊富な経験と専門性を有しており、客観的な立場から当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和氣大輔氏、後藤美穂氏および田中素子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 和氣大輔氏および後藤美穂氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって和氣大輔氏は6年、後藤美穂氏は2年となります。
4. 当社は、社外取締役の和氣大輔氏および後藤美穂氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田中素子氏との間に同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。

6. 当社は、和氣大輔氏および後藤美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、田中素子氏につきましても同取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数につきましては、2022年3月31日時点の状況を記載しております。また、蒲生喜代重氏につきましては、TOWA社員持株会における本人持分を（ ）に外数で記載しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役候補者の有するスキルの一覧については、以下のとおりとなります。

氏名	地位・役職 (予定)	社外	独立	企業 経営	生産 技術 開発	海外 駐在 経験	営業 マーケティング	会計	法務 コンプライアンス
岡田博和	代表取締役社長			●	●	●	●		
石田耕一	取締役 常務執行役員				●		●		
柴原信隆	取締役 上席執行役員			●		●			●
西村一洋	取締役 執行役員			●	●	●			
三浦宗男	取締役 執行役員					●	●		
蒲生喜代重	取締役 常勤監査等委員			●		●			
和氣大輔	取締役 監査等委員	○	○					●	
後藤美穂	取締役 監査等委員	○	○						●
田中素子	取締役 監査等委員	○	○					●	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の当社第38回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由などの定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額90百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.18%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.8%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。また、本議案は、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長も独立社外取締役が務める任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

当社は、本議案を承認いただいた場合、承認いただいた内容と整合するよう、事業報告32頁に記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について変更することを予定しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案のご承認が原案どおり得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数45,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編などに関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心にワクチン接種による行動制限の緩和などにより、持ち直しの傾向が見られたものの、変異株の感染拡大による新型コロナウイルス感染症の影響や世界的な資源や部材の供給不足による価格高騰、ロシア・ウクライナ情勢による世界経済への影響など、先行き不透明な状況が続きました。

半導体業界につきましては、高速通信規格（5G）関連製品やPC、データセンター、車載、家電など幅広い分野で、半導体の旺盛な需要が続きました。当社の属する半導体製造装置業界につきましても、世界的な半導体不足解消に向けた生産能力増強や、中国における半導体内製化に向けた積極的な投資、経済安全保障観点からの半導体のサプライチェーン見直しに向けた投資などにより、力強い市場環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは拡大を続ける中国市場における事業活動をさらに強化するため、当社初の海外開発拠点である東和半導体設備研究開発（蘇州）有限公司を設立し、設計・開発から生産、販売、アフターサービスまでを中国国内のみで完結できる体制を整えました。また、シンギュレーション装置の消耗部品であるブレードを製造・販売するFine International Co., Ltd.（2022年3月30日付でTOWAファイン株式会社に社名変更）の株式取得による子会社化や、切削工具や受託加工ビジネスの拡大に向けた生産能力増強のために、京都東事業所新棟を竣工するなど、主力のモールディング装置以外での収益機会への拡大に向けた取組みも行いました。業績につきましては、事業規模拡大を見据えた積極的な設備投資を行っていたことが奏功し、急激な需要の増加に対応できたことから、通期の受注高、売上高、各段階利益全てにおいて、過去最高となり、TOWA 10年ビジョン（2014年4月～2024年3月）および第3次中期経営計画（2020年4月～2024年3月）の目標数値である売上高500億円、営業利益80億円（同率16%）を2年前倒しで達成いたしました。

新型コロナウイルス感染症による経営成績への影響につきましては、変異株の感染拡大により経済活動に制限が残る地域はあるものの、現時点において当社事業への影響は軽微であります。

また、ロシア・ウクライナ情勢による影響につきましては、現在当該地域での取引はなく、当社事業への直接的な影響はありませんが、引き続き今後の状況を注視する必要があります。

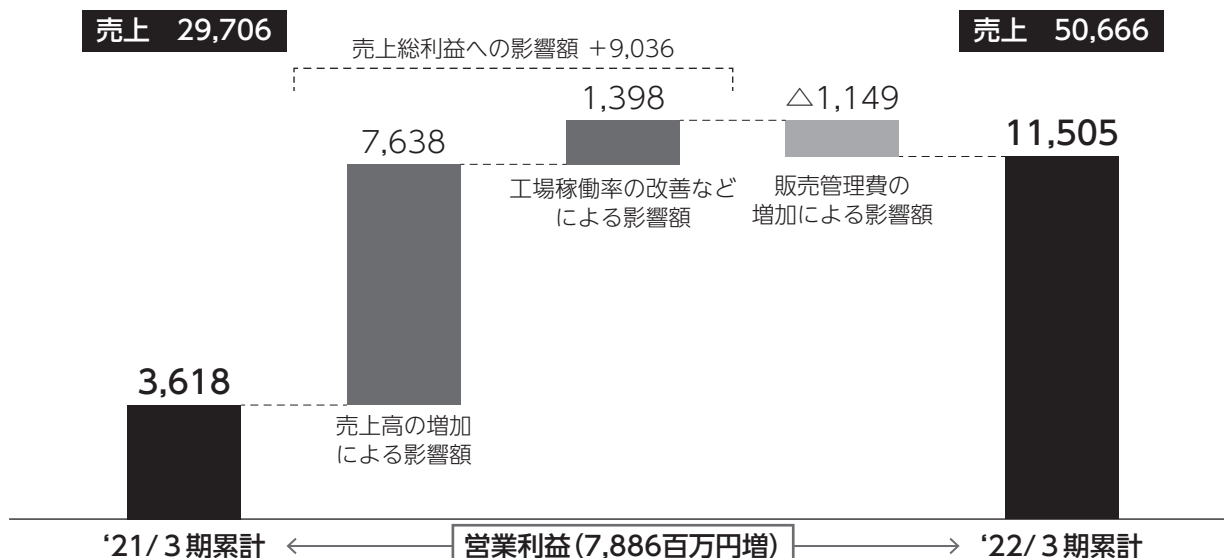
当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

売上高	506億66百万円	(前連結会計年度比209億59百万円、70.6%増)
営業利益	115億 5百万円	(前連結会計年度比 78億86百万円増、3.2倍)
経常利益	117億24百万円	(前連結会計年度比 79億 5百万円増、3.1倍)
親会社株主に帰属する当期純利益	81億29百万円	(前連結会計年度比 54億66百万円増、3.1倍)

当連結会計年度の営業利益の主な増減要因（対前連結会計年度）は次のとおりであります。

売上高の増加による影響額	76億38百万円増
工場稼働率の改善などによる影響額	13億98百万円増
販売管理費の増加による影響額	11億49百万円減

(単位：百万円)



※百万円未満切り捨て

事業別の状況は次のとおりであります。

[半導体製造装置事業]

半導体製造装置事業における経営成績は、半導体内製化を押し進める中国地域でモールドイング装置・金型およびシンギュレーション装置の売上が大幅に増加したこと、また、高速通信規格（5G）関連製品や車載向けを中心に台湾やその他アジアでも売上が大きく伸長した結果、売上高467億15百万円（前連結会計年度比201億79百万円、76.0%増）となりました。利益につきましては、売上高の増加にともなう利益の増加と、工場稼働率の改善にともなうコスト削減効果などにより、営業利益110億7百万円（前連結会計年度比76億74百万円増、3.3倍）となりました。

[ファインプラスチック成形品事業]

ファインプラスチック成形品事業における経営成績は、売上高17億23百万円（前連結会計年度比83百万円、4.6%減）、営業利益3億12百万円（前連結会計年度比76百万円、19.7%減）となりました。

[レーザ加工装置事業]

レーザ加工装置事業における経営成績は、自動車や産業機械向けなど幅広い用途での電子部品の需要回復を背景に、レーザトリマの売上が増加した結果、売上高22億27百万円（前連結会計年度比8億63百万円、63.3%増）、営業利益1億84百万円（前連結会計年度は営業損失1億3百万円）となりました。

企業集団の事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業区分	第43期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		第44期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前 年 連 度 結 比 額	会 計 増 減 率
	売上高	構成比	売上高	構成比		
半導体製造装置事業	26,536	89.3%	46,715	92.2%	20,179	76.0%
ファインプラスチック 成形品事業	1,806	6.1%	1,723	3.4%	△83	△4.6%
レーザ加工装置事業	1,364	4.6%	2,227	4.4%	863	63.3%
合計	29,706	100.0%	50,666	100.0%	20,959	70.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は47億72百万円であり、半導体製造装置事業において46億74百万円、ファインプラスチック成形品事業において51百万円、レーザ加工装置事業において45百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と総額120億円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は53億円であります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分		第 41 期 (2019年3月期)	第 42 期 (2020年3月期)	第 43 期 (2021年3月期)	第 44 期 (2022年3月期)
売 上 高	百万円	28,272	25,255	29,706	50,666
経 常 利 益	百万円	939	647	3,818	11,724
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	877	368	2,663	8,129
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円	35.09	14.75	106.49	325.08
総 資 産	百万円	43,968	43,124	51,790	71,333
純 資 産	百万円	27,722	27,017	31,503	41,121
1 株 当 た り 純 資 産 額	円	1,104.23	1,076.63	1,246.80	1,628.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ン デ ィ ッ ク	96百万円	100.0%	ファインプラスチック成形品の製造・販売
T O W A T E C 株 式 会 社	30百万円	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
T O W A レーザーフロント株式会社	100百万円	100.0%	レーザー加工装置の製造・販売・アフターサービス
TOWA Asia-Pacific Pte.Ltd.	500千 シンガポールドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
T O W A M S d n . B h d .	8,000千 マレーシアリングット	100.0%	半導体製造装置の製造
TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.	11,000千 フィリピンペソ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA THAI COMPANY LIMITED	10,000千バーツ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
T O W A U S A Corporation	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA Europe B.V.(オランダ)	800千ユーロ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA Europe GmbH(ドイツ)	25千ユーロ	100.0%	半導体製造装置・金型の販売
東和半導体設備(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	12,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の製造
東和半導体設備(南通)有限公司	30,000千米ドル	90.0%	半導体製造装置・金型の製造
東和半導体設備研究開発(蘇州)有限公司(注)1.	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の開発・設計
台湾東和半導体設備股份有限公司	28,000千 ニュー台湾ドル	100.0%	半導体製造装置・金型の販売・アフターサービス
T O W A 韓 国 株 式 会 社	3,350百万 ウォン	100.0%	半導体製造装置・金型の製造・販売・アフターサービス
T O W A ファイン株式会社(注)2.	1,300百万 ウォン	100.0%	半導体製造用部品の製造・販売

(注) 1. 2021年9月26日付で中国江蘇省に東和半導体設備研究開発(蘇州)有限公司を設立いたしました。

2. 2022年1月26日付でFine International Co., Ltd. (2022年3月30日付でTOWAファイン株式会社に社名変更)の株式を取得いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後もさらなる成長と企業価値の向上を目指し、世界において他社の追随を許さない唯一無二の企業となるため、2022年3月に新たな長期ビジョン「TOWAビジョン2032」と、その達成に向けた第一次中期経営計画を発表いたしました。

「TOWAビジョン2032」は「変革で世界の頂へ」をテーマに、10年後に売上高1,000億円、営業利益率25%を目指します。また、今後、TOWAがどのような企業であるべきかを改めて問い直すとともに、10年後のありたい姿を定めました。

《TOWAビジョン2032》

1. テーマ

変革で世界の頂へ

2. ありたい姿

- ◎パッケージングプロセス提案により顧客価値を創出し続ける世界のリーディングカンパニー
- ◎TOWAの技術でサステナブルな社会を実現する会社
- ◎積極的な情報発信で知名度の高い会社
- ◎企業文化の伝承と多様な価値観を尊重する笑顔で働ける会社

3. 目標とする経営指標（長期ビジョン）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。

これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。

(単位：億円)

項目		期別		
		2025年3月期	2028年3月期	2032年3月期
売上高		600	760	1,000
売上高内訳	半導体製造装置事業	440	525	625
	化成品事業	22	28	40
	新事業	112	175	295
	レーザー加工装置事業	26	32	40
営業利益		126	167	250
営業利益率		21.0%	22.0%	25.0%

「TOWAビジョン2032」の達成に向けた第一次中期経営計画の基本方針および各分野の課題に対する取組み内容は次のとおりです。なお、第一次中期経営計画は、“「世界の頂」への基盤強化”を行う期間と位置付け、新技術の開発や生産設備への投資に加えて、TOWAの技術を次世代へ伝承するための人材育成や、事業規模拡大に向けた人材の獲得を積極的に行います。また、事務作業や生産現場の効率化に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）投資なども行うため、第一次中期経営計画は一時的に利益率が低下しますが、第二次中期経営計画以降はこれらの投資効果により、営業利益率は改善する予定です。

《第一次中期経営計画》

1. テーマ

TOWAが創り出すプロセスイノベーション

2. 基本方針

- ①パラダイムシフトにより保有する技術・品質・プロセス（ノウハウ）の付加価値をビジネス化し収益力を高める
- ②DXの活用によりスループットを最大化し市場競争力と財務基盤の強化を図る
- ③コア技術を根幹に新たな事業と収益の拡大を図る
- ④多様性に富んだ挑戦思考を持ち次世代をリードする人材の育成を図る
- ⑤SDGs・ESGへの積極的取組みにより企業価値の向上を図る

3. 事業戦略

【半導体事業】

- ①付加価値を活かしたプロセスビジネスの展開により半導体事業の収益力を強化する
- ②リードタイム短縮および在庫削減を目的とするMIP（Minimal Inventory & Period）により生産体制・財務基盤の強化を図る
- ③開発リソースへの積極的な資源投入により顧客ニーズの先取りやSDGs・ESG投資に適った製品の開発をスピード感を持って実行する
- ④シンギュレーションとブレードの連携による市場獲得

【化成品事業】

- ①化成品事業で培ったコア技術をもとにTOWAブランドの付加価値を高め事業規模を拡大する
- ②品質・コスト・納期を更に追求し安定した収益体質を構築する
- ③医療機器のライセンスを活かし商品の多様化を図る

【新事業】

- ①コア技術の応用展開により新たな柱となる事業を独立させポートフォリオの変革を図る
- ②TOWAオリジナル商品の創出により新たな事業化を実現する
- ③TSS事業を通じてお客様の安定稼働に貢献し、長期的関係を確保する
- ④グローバル生産拠点を活用した原価低減により競争力強化とシェア拡大を図る

【レーザ事業】

- ①アプリケーション強化により新商品を創出し、「価値創造」と「価値獲得」を図る
- ②TOWAグループの生産・販売拠点を活用し生産能力アップ・原価低減と販売体制・サービスの強化を図る
- ③顧客プロセスを徹底追求し、課題解決型ビジネスができる企業へ成長する

4. 機能別戦略

【販売戦略】

- ①プロセスサポートを強化し当社技術でしか生産できないビジネスモデルの構築による販売拡大と収益力の向上
- ②当社独自技術のコンプレッション装置による活用範囲の拡大
- ③グローバル販売・管理体制・サービス体制の強化による顧客満足の上昇

【生産戦略】

- ①グローバル生産・購買体制の最適化による原価低減およびリードタイムの短縮
- ②生産技術の向上により品質の信頼性を高める
- ③DXを活用した高付加価値の製品生産に取り組む
- ④変化する環境（リスク）に対応できる人材の育成と事業構造の構築

【開発戦略】

- ①パラダイムシフトによりお客様のニーズに沿った新製品を開発する
- ②モールドプロセス開発と次世代モルディング革命によりデファクトスタンダードを確立
- ③SDGs・ESGを意識した環境型開発の推進

【人材・組織戦略】

- ①プロセス開発からソリューション提案まで行うTOWA拠点のグローバル展開
- ②次世代をリードするグローバル人材の育成
- ③DXによる業務効率化により働き方改革を推進
- ④TOWA技術の伝承のためのTOWA学校の創設

5. 目標とする経営指標（第一次中期経営計画）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。

これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。

(単位：億円)

項目		期別		
		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高		550	570	600
売上高内訳	半導体製造装置事業	420	425	440
	化成製品事業	19	20	22
	新事業	86	100	112
	レーザー加工装置事業	25	25	26
営業利益		122	124	126
営業利益率		22.2%	21.8%	21.0%
経常利益		122	124	126
親会社株主に帰属する当期純利益		85	87	88

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
半導体製造装置事業	半導体製造装置の製造および販売
ファインプラスチック成形品事業	医療機器等の製造および販売
レーザー加工装置事業	レーザー加工装置の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

名称	所在地	主な事業区分
TOWA株式会社	本社・工場	半導体製造装置事業
	京都東事業所	
	九州事業所	
株式会社バンディック	山梨県韮崎市	ファインプラスチック成形品事業
TOWAレーザーフロント株式会社	神奈川県相模原市	レーザー加工装置事業
TOWAM S d n . B h d .	マレーシア [ペナン州]	半導体製造装置事業
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	中国 [江蘇省]	半導体製造装置事業
東和半導体設備(南通)有限公司	中国 [江蘇省]	半導体製造装置事業
TOWA韓国株式会社	韓国 [忠清南道]	半導体製造装置事業

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
半導体製造装置事業	1,680 (123) 名	178名増 (78名増)
ファインプラスチック成形品事業	62 (64) 名	6名増 (11名減)
レーザ加工装置事業	75 (1) 名	増減なし (1名増)
合計	1,817 (188) 名	184名増 (68名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて184名増加した主な要因は、半導体製造装置事業における生産体制の強化およびTOWAファイン株式会社を連結対象の子会社としたためです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
573 (34) 名	24名増 (20名増)	39.8歳	12.7年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社京都銀行	4,106
株式会社みずほ銀行	2,113
株式会社三菱UFJ銀行	1,446
株式会社三井住友銀行	1,030
農林中央金庫	576
三井住友信託銀行株式会社	566

- (注) 1. 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行6行と総額120億円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は53億円であります。
2. 借入額には、株式会社京都銀行を主幹事とした合計5行によるシンジケートローンの借入金残高25億円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,021,832株 |
| ③ 株主数 | 19,099名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,816,700株	11.26%
株式会社日本カストディ銀行	2,606,000株	10.42%
株式会社ケイビー恒産	2,000,000株	8.00%
蒲生 徳子	1,028,928株	4.11%
株式会社京都銀行	699,840株	2.80%
株式会社エヌレガロ	600,000株	2.40%
TOWA社員持株会	367,164株	1.47%
京都中央信用金庫	300,000株	1.20%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	299,258株	1.20%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	263,800株	1.05%

(注) 持株比率は自己株式 (13,221株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
岡田博和	代表取締役社長		東和半導体設備(南通)有限公司 董事長
浦上浩	取締役	常務執行役員 開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 開発本部長 兼 シンギュレーション 開発本部長	
石田耕一	取締役	常務執行役員 営業本部・新事業推進本部担当 新事業推進本部長	
柴原信隆	取締役	執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長	
小林久芳	取締役 (監査等委員・常勤)		
桑木肇	取締役 (監査等委員)		桑木公認会計士事務所所長
和氣大輔	取締役 (監査等委員)		和氣公認会計士事務所所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員
後藤美穂	取締役 (監査等委員)		後藤総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)桑木肇氏、和氣大輔氏および後藤美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)小林久芳氏、桑木肇氏、和氣大輔氏および後藤美穂氏は、以下のとおり、財務、会計および法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)小林久芳氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・取締役(監査等委員)桑木肇氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)和氣大輔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)後藤美穂氏は、弁護士の資格を有しております。

3. 重要な会議等に出席し情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小林久芳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）桑木 肇氏、和氣大輔氏および後藤美穂氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
浦 上 浩	取締役 常務執行役員 開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 開発本部長 兼 シンギュレーション 開発本部長 兼 坂東記念研究所所長	取締役 常務執行役員 開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 開発本部長 兼 シンギュレーション 開発本部長	2021年8月1日
和 氣 大 輔	取締役（監査等委員） 和氣公認会計士事務所所長	取締役（監査等委員） 和氣公認会計士事務所所長 シフライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員	2022年3月14日

6. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
浦 上 浩	取締役 常務執行役員 開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 開発本部長 兼 シンギュレーション 開発本部長	取締役 常務執行役員 フェロー TOWAレーザーフロント株式会社 取締役	2022年4月1日
石 田 耕 一	取締役 常務執行役員 営業本部・新事業推進本部担当 新事業推進本部長	取締役 常務執行役員 営業本部・コア技術事業本部・ 開発本部・シンギュレーション 開発本部担当 コア技術事業本部長	2022年4月1日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為や、私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因するものについては、免責事由として損害を填補しないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、執行役員および監査役です。
保険料は、全額当社負担としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当該決定方針の内容（その後の改訂を含む）は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とする。あらかじめ取締役会の承認を得た固定報酬テーブルに基づき、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬等は、全社業績に応じて変動する部分と個人業績に応じて変動する部分とで構成される。全社業績に応じて変動する部分については、各事業年度の期初に発表した売上高および営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する（※1）。

個人業績に応じて変動する部分については、当該取締役が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等に応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

（※1）業績指標として売上高および営業利益を選定した理由は、中期経営計画（2020年4月～2024年3月）において各事業年度の売上高目標と営業利益目標を掲げており、これと連動させるのが適切であると判断したためです。

- c. 非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等については、今後導入に向けて検討を進める。検討にあたっては、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成となるようにする。
- d. 報酬等の割合に関する方針
取締役の種類別の報酬割合（年額）については、取締役全体で概ね基本報酬（使用人兼務取締役については使用人分給与を除く）：業績連動報酬等＝8：2となることを目安とする。
- e. 報酬等の額の決定に関する事項
代表取締役社長は、a. およびb. で述べたテーブルに基づき各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬額の決定にあたっての査定を行い、その内容を任意の指名・報酬委員会に諮問する。
諮問を受けた任意の指名・報酬委員会は取締役会に対し助言・提言を行い、取締役会は、当該助言・提言を十分に考慮して決定を行う。

（ご参考）当社の新たな取締役報酬制度の概要

当社は、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、第44回定時株主総会後の取締役報酬制度を見直すこと、および関連する議案を本株主総会に付議することを2022年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。本株主総会第4号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に関して、株主の皆様にご承認いただいた場合における新たな取締役報酬制度の概要は、次のとおりです。

基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とする。あらかじめ取締役会の承認を得た固定報酬テーブルに基づき、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬は、全社業績に

応じて変動する部分と個人業績に応じて変動する部分とで構成される。全社業績に応じて変動する部分については、各事業年度の期初に発表した売上高および営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

個人業績に応じて変動する部分については、当該取締役が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等に応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

c. 非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、一定の譲渡制限期間が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とする。報酬の額の決定に際しては、役位、職責等を踏まえて決定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合（年額）については、取締役全体で概ね

基本報酬（使用人兼務取締役については使用人分給与を除く）：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：2：1となることを目安とする。

e. 報酬等の額の決定に関する事項

代表取締役社長は、各取締役の基本報酬額、業績連動報酬額、非金銭報酬額の決定にあたってa.～d.の方針に基づき査定を行い、その内容を委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長も独立社外取締役が務める任意の指名・報酬委員会に諮問する。

諮問を受けた任意の指名・報酬委員会は取締役会に対し助言・提言を行い、取締役会は、当該助言・提言を十分に考慮して決定を行う。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	
取締役（監査等委員を除く）	153,045	108,420	44,625	5名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28,770 (14,880)	28,770 (14,880)	－ (－)	4名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	181,815 (14,880)	137,190 (14,880)	44,625 (－)	9名 (3名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役2名）です。
3. 業績連動報酬等のうち全社業績に応じて変動する部分の指標は、売上高および営業利益であり、その実績は、売上高506億66百万円、営業利益115億5百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画（2020年4月～2024年3月）において各事業年度の売上高目標と営業利益目標を掲げており、これと連動させるのが適切であると判断したためです。
- 業績連動報酬等のうち個人業績に応じて変動する部分の指標は、当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等であります。当該指標を選択した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績を適切に評価し報酬等に反映させる指標としてこれらが妥当であると判断したためです。なお、これらの指標は多岐に渡り、定性的な要素も含んだ総合的な判断となることから、実績を数値化等し表示することは困難であると考えております。
- 当社の業績連動報酬等は、職位別の基準額に対して、全社業績、個人業績それぞれについてあらかじめ取締役会の承認を得たテーブルで定める係数を乗じたものから算定されております。
4. 報酬等の額の決定に関する方針は、代表取締役社長が取締役管理本部長を交えて案を作成し、任意の指名・報酬委員会の諮問を経て、社外取締役が参加する取締役会において決定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者または社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桑 木 肇	桑木公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 氣 大 輔	和氣公認会計士事務所 所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 美 穂	後藤総合法律事務所 弁護士

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桑 木 肇	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士としての豊富な経験や実績および会計・税務に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 氣 大 輔	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士・税理士としての豊富な経験や実績および会計・税務に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 美 穂	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験や実績および法律に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社のうち、TOWA半導体設備(蘇州)有限公司ほか計11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しております。決議内容および運用状況の概要は次のとおりです。

[決議内容の概要]

- ① 当社および子会社の取締役等ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令遵守を重要課題と位置付け、当社および子会社の取締役等ならびに従業員が、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。
 - ロ. 取締役、管理職および従業員に対して階層別に必要な研修を定期的実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
 - ハ. 内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。
 - ニ. 前二項の結果は、定期的に取り締役会および監査等委員会に報告する。
 - ホ. 法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類（電磁的媒体を含む。）の明確化を行い、適切な保存期間の設定および管理方法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析および評価を実施する。
 - ロ. 識別および分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。
 - ハ. 前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取り締役会に報告する。
 - ニ. 内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。
- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。
 - ロ. 当社の取締役会が執行を決定した経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。
 - ハ. 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。

- 二. 当社および子会社は、権限およびその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
- ホ. 当社および子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「組織・職務分掌規程」および「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門および各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類およびその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ロ. 内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守およびリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- 監査等委員会が求めたときは、所定の決裁を経て、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員以外の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が監査等委員会の補助職務を担うときは、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。
- ⑧ 当社および子会社の取締役等ならびに従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果等、あらかじめ協議して定める監査等委員会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。
- ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「公益通報（内部通報）取扱規程」に基づき、監査等委員会への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない
と認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、監査等委員が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。

ロ. 代表取締役社長と監査等委員会は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

[運用状況の概要]

① 法令遵守体制

「コンプライアンス規程」において、当社および子会社の取締役等ならびに従業員が遵守すべき行動基準を明記しております。また、「インサイダー取引管理規程」、「個人情報保護規程」、「公益通報（内部通報）取扱規程」等を制定し、法令遵守体制を整備・構築するとともに、社内への浸透を図るため、全社員を対象とした定期的な研修教育を実施しております。

② リスク管理体制

「リスク管理委員会規程」および「リスク管理運営規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、毎年当該委員会にて当社および子会社の事業上の様々なリスクを評価し、リスク対策を決定しております。決定されたリスク対策は、下部組織であるリスク対策分科会にて実施しており、その実施状況については定期的に取締役会へ報告を行っております。

③ 取締役の職務の執行体制

イ. 「取締役会規程」に基づき、定期的に取締役会を開催しており、当期は17回開催いたしました。また、経営上の重要な案件については、代表取締役が指名した執行役員等のメンバーで構成された経営会議にて事前に協議することにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行える体制を確立しております。

ロ. 当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、統治体制を監査等委員会設置会社とし、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っております。

④ グループ会社管理体制

子会社の営業成績、財務状況およびその他の重要な情報につきましては、子会社から親会社へ定期的または随時報告され、当社は的確にその状況を把握しております。また、子会社における特に重要度の高い業務の執行については、最終決裁を親会社とする等、企業集団としての内部統制が適切に機能する体制を整えております。

⑤ 監査等委員の活動に関わる体制

常勤監査等委員は、経営会議、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席や、稟議決裁等を通じて、監査に必要な情報を収集するとともに、その意思決定のプロセスや内容について監督を行い、必要に応じて監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。

また、経営トップとの円滑なコミュニケーションを図るため、各監査等委員と代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設けており、当期は12回開催いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款の定めにより、剰余金の配当等は取締役会の決議により定めております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策の一つと考えており、競争力のあ
る製品開発を目指す研究開発投資や生産性向上を目的とする設備投資、新たな市場への事業展開に
係る投資、財務体質の改善等に必要な内部留保を確保した上で、継続的な安定配当を基本方針とし
て、各事業年度の業績に応じた利益配分を実施いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、当初予想から27円増配した1株当たり50円とさせて
いただきます。なお、中間配当金を見送りとさせていただきましたので、年間の配当金は、普通配
当40円とTOWA 10年ビジョン（2014年4月～2024年3月）の目標値である、売上高500億
円、営業利益80億円（同率16%）を2年前倒しで達成したことによる記念配当10円を合計した1
株当たり50円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	44,219,598	流動負債	25,525,952
現金および預金	12,407,734	支払手形および買掛金	5,110,149
受取手形	433,869	電子記録債務	2,888,655
電子記録債権	287,488	短期借入金	5,300,000
売掛金	11,109,984	一年以内返済予定長期借入金	1,340,000
棚卸資産	18,572,058	リース債務	131,512
その他	1,410,287	未払法人税等	2,417,288
貸倒引当金	△1,824	前受金	4,725,212
		賞与引当金	896,122
		役員賞与引当金	78,943
		製品保証引当金	368,956
		その他	2,269,111
固定資産	27,113,466		
有形固定資産	21,026,894	固定負債	4,685,785
建物および構築物	8,786,342	長期借入金	3,270,000
機械装置および運搬具	4,760,394	リース債務	377,495
土地	5,189,580	退職給付に係る負債	778,820
リース資産	928,567	繰延税金負債	227,071
建設仮勘定	609,744	その他	32,398
その他	752,264		
無形固定資産	1,306,830	負債合計	30,211,738
ソフトウェア	254,212	純 資 産 の 部	
その他	1,052,618	株主資本	36,202,210
投資その他の資産	4,779,741	資本金	8,932,627
投資有価証券	3,856,319	資本剰余金	462,236
繰延税金資産	261,653	利益剰余金	26,820,078
退職給付に係る資産	397,596	自己株式	△12,732
その他	264,172	その他の包括利益累計額	4,526,476
		その他有価証券評価差額金	2,261,645
		為替換算調整勘定	2,169,889
		退職給付に係る調整累計額	94,940
		非支配株主持分	392,639
資産合計	71,333,064	純資産合計	41,121,326
		負債・純資産合計	71,333,064

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		50,666,728
売上原価		32,013,150
売上総利益		18,653,577
販売費および一般管理費		7,148,443
営業利益		11,505,133
営業外収益		
受取利息および配当金	77,548	
固定資産賃貸料	43,849	
為替差益	34,648	
補助金収入	43,986	
雑収入	125,914	325,948
営業外費用		
支払利息	52,358	
雑損失	54,419	106,778
経常利益		11,724,303
特別利益		
投資有価証券売却益	34,227	
その他	11,136	45,364
特別損失		
固定資産除却損	26,357	
減損損失	47,838	
その他	42	74,238
税金等調整前当期純利益		11,695,429
法人税・住民税および事業税	3,167,658	
法人税等調整額	376,623	3,544,282
当期純利益		8,151,146
非支配株主に帰属する当期純利益		21,318
親会社株主に帰属する当期純利益		8,129,827

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	8,932,627	462,236	19,090,395	△11,665		28,473,594
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△400,144			△400,144
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,129,827			8,129,827
自 己 株 式 の 取 得				△1,067		△1,067
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	7,729,683	△1,067		7,728,616
当 期 末 残 高	8,932,627	462,236	26,820,078	△12,732		36,202,210

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,195,067	411,764	100,747	2,707,578	322,584	31,503,757
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△400,144
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,129,827
自 己 株 式 の 取 得						△1,067
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	66,578	1,758,125	△5,806	1,818,897	70,055	1,888,952
連結会計年度中の変動額合計	66,578	1,758,125	△5,806	1,818,897	70,055	9,617,569
当 期 末 残 高	2,261,645	2,169,889	94,940	4,526,476	392,639	41,121,326

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

17社

・連結子会社の名称

株式会社バンディック

TOWAレーザーフロント株式会社

TOWA T E C株式会社

TOWAM Sdn. Bhd.

TOWA半導体設備（蘇州）有限公司

東和半導体設備（南通）有限公司

TOWAファイン株式会社

東和半導体設備研究開発（蘇州）有限公司

TOWA韓国株式会社

TOWA Asia-Pacific Pte. Ltd.

東和半導体設備（上海）有限公司

台湾東和半導体設備股份有限公司

TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.

TOWA THAI COMPANY LIMITED

TOWA USA Corporation

TOWA Europe GmbH

TOWA Europe B.V.

上記のうち、TOWAファイン株式会社については当連結会計年度において株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。また、東和半導体設備研究開発（蘇州）有限公司については当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOWA半導体設備（蘇州）有限公司、東和半導体設備（南通）有限公司、TOWAファイン株式会社、東和半導体設備研究開発（蘇州）有限公司および東和半導体設備（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

製品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物……………3～50年

機械装置および運搬具……………2～10年

- . 無形固定資産 …………… 当社および連結子会社は定額法を採用しております。なお、(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ハ. リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - . 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ハ. 役員賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ニ. 製品保証引当金 …………… 当社および一部の連結子会社は、保証期間中の製品に係る補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に売上に対応する補修費用の見積額を計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - . 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ. 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
 - ニ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 半導体製造装置事業

製品の販売については、主に顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付完了時点、据付を要しない製品については引渡または検収時点に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

製品に関連した保証、修理、保守および移設などのサービス収益についてはサービス提供完了時点で、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の要件を満たすものについては、出荷時点で収益を認識しております。

ロ. ファインプラスチック成形品事業

製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

ハ. レーザ加工装置事業

製品の販売については、引渡または検収時点に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

製品に関連した保証、修理、保守および移設などのサービス収益についてはサービス提供完了時点で、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の要件を満たすものについては、出荷時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、8年間の定額法により償却を行っております。なお、TOWAファイン株式会社の取得に係るのれんについては、2022年3月31日をみなし取得日としているため、翌連結会計年度より5年間の均等償却を行うこととしています。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。なお、当社および国内連結子会社は翌連結会計年度から単体納税制度へ移行することとしております。そのため、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）第33項および第69項の取扱いにより、翌連結会計年度から単体納税制度を適用するものとして、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の額を計上しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

また、前連結会計年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形および売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」および「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「前受金」および「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金

融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「雑収入」に含めていた「固定資産賃貸料」、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」および特別損失の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「固定資産賃貸料」は19,410千円、「投資有価証券売却益」は853千円、「固定資産除却損」は15,143千円であります。

(7) 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 261,653千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社グループの繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社グループの事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去および当連結会計年度の経営成績や将来事業計画を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社および連結子会社を分類しております。その上で、過去実績および将来事業計画に基づき将来5年以内の期間にわたる課税所得を見積るとともに、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の課税所得の見積りおよび将来減算一時差異のスケジューリングに係る判断は、繰延税金資産の回収可能性を見積る上での主要な仮定に該当すると判断しております。

課税所得の見積りの際に使用した将来事業計画は、販売戦略を考慮して見積られた将来の売上予測や過去実績を踏まえた営業利益率に基づいております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産および法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(企業結合により取得した無形資産およびのれん)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、2022年3月に取得したTOWAファイン株式会社にかかる以下の無形資産およびのれんを計上しております。

のれん	490,169千円
技術関連無形資産	54,804千円
顧客関連無形資産	57,377千円
計	602,352千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得した無形資産は、支配獲得日における時価で認識しており、ロイヤリティ率、既存顧客の遁減率等を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くインカムアプローチ法を用いて測定しています。企業結合により取得したのれんは、TOWAファイン株式会社の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と同社の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

これらの測定に使用した見積将来キャッシュ・フロー、ロイヤリティ率、既存顧客の遁減率、割引率等の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類の企業結合により取得した無形資産およびのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

25,427,026千円

(2) 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額	12,000,000千円
借入実行残高	5,300,000千円
差引額	6,700,000千円

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

25,021,832株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	400,144	16	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	1,250,430	利益剰余金	50	2022年3月31日	2022年6月30日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金等に限定し運用しております。また、資金調達については主に半導体製造装置事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、設備投資および運転資金等として調達したものであり、主に固定金利での借入であるため、金利の変動リスクは僅少であります。また、一部の借入金については、財務制限条項への抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である受取手形、売掛金および電子記録債権について、営業活動規程に従い、取引開始時における与信調査および与信限度額の定期的な見直し等を行っております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額28,245千円）は「④ 投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 受取手形	433,869	433,869	—
② 売掛金	11,109,984		
貸倒引当金 (*)	△1,824		
	11,108,159	11,108,159	—
③ 電子記録債権	287,488	287,488	—
④ 投資有価証券	3,828,074	3,828,074	—
資産計	15,657,591	15,657,591	—
① 支払手形および買掛金	5,110,149	5,110,149	—
② 電子記録債務	2,888,655	2,888,655	—
③ 短期借入金	5,300,000	5,300,000	—
④ 未払法人税等	2,417,288	2,417,288	—
⑤ 長期借入金	4,610,000	4,600,942	△9,057
負債計	20,326,094	20,317,036	△9,057

(*) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	3,828,074	—	—	3,828,074

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (一年以内含む)	—	4,600,942	—	4,600,942

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (一年以内含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金および預金	12,407,734	—	—	—
受取手形	433,869	—	—	—
売掛金	11,109,984	—	—	—
電子記録債権	287,488	—	—	—
合計	24,239,076	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	1,340,000	3,270,000	—	—

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)			合計 (千円)
	半導体製造装置事業	ファインプラスチック 成形品事業	レーザー加工装置事業	
顧客との契約から生じる収益	46,715,674	1,723,169	2,227,883	50,666,728
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	46,715,674	1,723,169	2,227,883	50,666,728

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権	11,831,342
契約負債	4,725,212

契約負債は主に、収益の認識前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の前受金に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,628円59銭
 (2) 1株当たり当期純利益 325円08銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
京都府宇治市	遊休資産	建物	47,838

当社グループは、原則として、事業用資産については会社全体を1つの資産グループとし、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、今後の使用見込がなくなった遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額にて評価しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	26,868,969	流動負債	20,657,914
現金および預金	4,923,103	支払手形	88,492
受取手形	44,696	電子記録債務	2,839,098
電子記録債権	205,213	買掛金	3,190,877
売掛金	9,645,973	短期借入金	5,300,000
商品および製品	5,097,548	一年以内返済予定長期借入金	1,340,000
仕掛品	3,419,579	未払金	1,557,121
原材料および貯蔵品	247,359	未払法人税等	1,806,544
前払費用	38,034	未払費用	396,403
関係会社短期貸付金	1,150,000	前受金	3,210,877
一年以内返済予定関係会社長期貸付金	226,000	預り金	22,468
その他	1,872,024	賞与引当金	538,681
貸倒引当金	△564	役員賞与引当金	44,625
固定資産	24,084,231	製品保証引当金	322,384
有形固定資産	9,822,610	その他	339
建物	2,964,116	固定負債	3,270,000
構築物	158,723	長期借入金	3,270,000
機械装置	2,070,732	負債合計	23,927,914
車両運搬具	7,589		
工具器具備品	402,714		
土地	4,028,194		
建設仮勘定	190,538		
無形固定資産	198,783		
ソフトウェア	183,017		
その他	15,765		
投資その他の資産	14,062,837		
投資有価証券	3,856,319		
関係会社株式	3,333,795		
出資金	64,843		
関係会社出資金	4,438,068		
関係会社長期貸付金	1,362,000		
前払年金費用	206,806		
繰延税金資産	734,259		
その他	66,744		
資産合計	50,953,201		
		純 資 産 の 部	
		株主資本	24,763,640
		資本金	8,932,627
		資本剰余金	462,236
		資本準備金	462,236
		利益剰余金	15,381,508
		利益準備金	337,639
		その他利益剰余金	15,043,869
		自己株式	△12,732
		評価・換算差額等	2,261,645
		その他有価証券評価差額金	2,261,645
		純資産合計	27,025,286
		負債・純資産合計	50,953,201

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		42,527,204
売上原価		30,394,780
売上総利益		12,132,424
販売費および一般管理費		6,236,206
営業利益		5,896,217
営業外収益		
受取利息および配当金	937,797	
システム利用料	29,574	
雑収入	114,237	1,081,608
営業外費用		
支払利息	33,255	
為替差損	315,085	
雑損失	19,385	367,727
経常利益		6,610,098
特別利益		
固定資産売却益	7,313	
投資有価証券売却益	34,227	41,541
特別損失		
固定資産売却損	42	
固定資産除却損	24,813	
減損損失	47,838	72,694
税引前当期純利益		6,578,945
法人税・住民税および事業税	1,787,472	
法人税等調整額	△80,229	1,707,243
当期純利益		4,871,702

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	8,932,627	462,236	297,624	10,612,326	10,909,950	△11,665	20,293,149
事業年度中の変動額							
利益準備金積立			40,014	△40,014	-		-
剰余金の配当				△400,144	△400,144		△400,144
当期純利益				4,871,702	4,871,702		4,871,702
自己株式の取得						△1,067	△1,067
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	40,014	4,431,543	4,471,558	△1,067	4,470,491
当 期 末 残 高	8,932,627	462,236	337,639	15,043,869	15,381,508	△12,732	24,763,640

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	2,195,067	22,488,216
事業年度中の変動額		
利益準備金積立		-
剰余金の配当		△400,144
当期純利益		4,871,702
自己株式の取得		△1,067
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	66,578	66,578
事業年度中の変動額合計	66,578	4,537,069
当 期 末 残 高	2,261,645	27,025,286

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動株式等以外のもの 平均法により算定しております。）
 - 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 3～50年
 - 機械装置 2～10年
 - 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 製品保証引当金 ……………保証期間中の製品に係る補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に売上に対応する補修費用の見積額を計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産に計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 半導体製造装置事業

製品の販売については、主に顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付完了時点、据付を要しない製品については引渡または検収時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

製品に関連した保証、修理、保守および移設などのサービス収益についてはサービス提供完了時点で、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時点で収益を認識しております。

(2) ファインプラスチック成形品事業

製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

(3) レーザ加工装置事業

製品の販売については、引渡または検収時点に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

製品に関連した保証、修理、保守および移設などのサービス収益についてはサービス提供完了時点で、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の要件を満たすものについては、出荷時点に収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
7. 消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
8. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。なお、当社は翌事業年度から単体納税制度へ移行することとしております。そのため、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）第33項および第69項の取扱いにより、翌事業年度から単体納税制度を適用するものとして、当事業年度の繰延税金資産および負債の額を計上しております。
9. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる、計算書類への影響はありません。

10. 表示方法の変更に関する注記
(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました営業外収益の「固定資産賃貸料」および「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

11. 会計上の見積りに関する注記
(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 734,259千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社の繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去および当事業年度の経営成績や将来事業計画を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき分類をしております。その上で、過去実績および将来事業計画に基づき将来5年以内の期間にわたる課税所得を見積るとともに、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の課税所得の見積りおよび将来減算一時差異のスケジューリングに係る判断は、繰延税金資産の回収可能性を見積る上での主要な仮定に該当すると判断しております。

課税所得の見積りの際に使用した将来事業計画は、販売戦略を考慮して見積られた将来の売上予測や過去実績を踏まえた営業利益率に基づいております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産および法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 3,333,795千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、将来の事業計画に基づき回復可能性を判定し、減損処理の必要性を検討しております。回復可能性の検討は概ね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとしております。当該見積りは、将来の不

確実な経済条件の変動などによって事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明したときは、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		17,067,014千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
短期金銭債権		3,084,372千円
長期金銭債権		1,362,000千円
短期金銭債務		2,929,251千円
3. 保証債務		
次の会社の受注契約に係る前受金返還保証および瑕疵担保保証等に伴い、銀行が保証書発行を行ったことに対する保証を行っております。		
TOWA韓国株式会社		11,143千円
4. 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。		
当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額		12,000,000千円
借入実行残高		5,300,000千円
差引額		6,700,000千円
5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。		

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	売上高	1,305,745千円
	仕入高	22,778,985千円
	その他	2,748,541千円
	営業取引以外の取引高	1,086,555千円
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。		

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数		
普通株式		13,221株
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。		

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
試作品	474,035千円
仕掛品評価損	381,052千円
賞与引当金	216,947千円
減価償却超過額	235,630千円
減損損失	323,278千円
関係会社株式評価損	167,778千円
その他	529,542千円
繰延税金資産小計	2,328,266千円
評価性引当額	△622,547千円
繰延税金資産合計	1,705,719千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△908,301千円
その他	△63,158千円
繰延税金負債合計	△971,460千円
繰延税金資産の純額	734,259千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.54%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05
外国子会社からの配当金益金不算入	△3.62
役員賞与の損金不算入	0.13
税額控除額	△1.40
住民税均等割	0.18
評価性引当金の増加	0.07
その他	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、社用車等の一部についてはリース契約により使用しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等 (名)	事業上 の関係				
子会社	TOWAM Sdn.Bhd.	所有 直接100.0	1	製品の外注・ 資金の援助	製品の 外注 注1. (1)	6,451,700	買掛金	706,699
					資金の貸付 注1. (2)、注2. 資金の返済	700,000	関係会社 短期貸付金	700,000
					注1. (2) 利息の受取 注1. (2)	226,000 31,286	関係会社 長期貸付金 (一年以内含む)	1,588,000
子会社	TOWA半導体設備 (蘇州)有限公司	所有 直接100.0	2	製品の 外注	製品の 外注 注1. (1)	10,641,866	買掛金	786,321

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 一般取引条件を参考にして決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

2. 資金の貸付については、運転資金であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,080円64銭

2. 1株当たり当期純利益

194円80銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

TOWA株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 野村 尊博 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有岡 照晃 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOWA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOWA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

TOWA株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 野村 尊博 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有岡 照晃 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOWA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

TOWA株式会社 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員	小林久芳	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	桑木肇	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	和氣大輔	Ⓔ
社外取締役 監査等委員	後藤美穂	Ⓔ

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

メ

モ

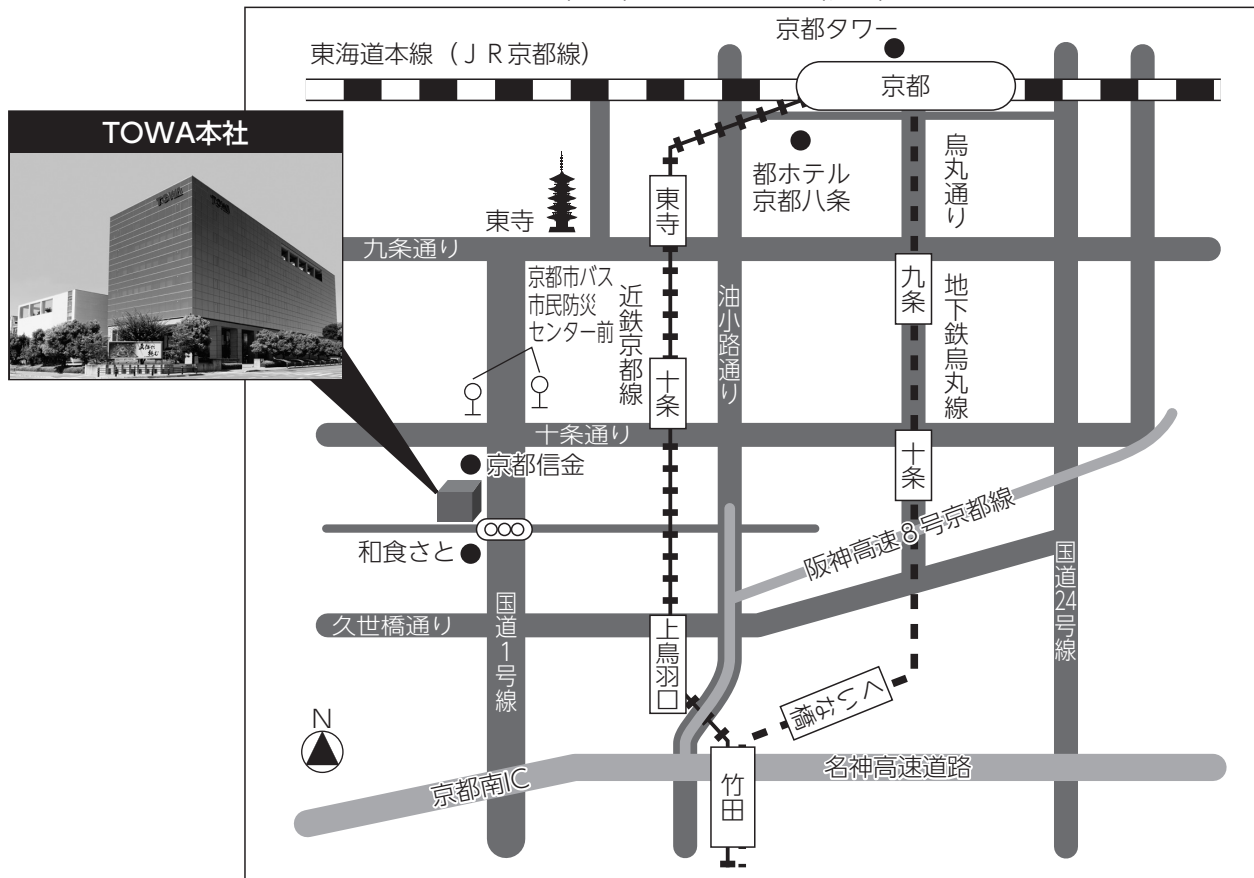
Handwriting practice lines consisting of 17 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

(会 場) 京都市南区上鳥羽上調子町5番地
当社本社7階会議室
T E L (075) 692-0250 (代表)



(交通機関)

- ・近鉄京都線「十条」駅下車西へ徒歩約15分
- ・地下鉄烏丸線「十条」駅下車西へ徒歩約20分
- ・京都市バス「京都駅前」42系統／「京都駅八条口アバンティ前」19系統より「市民防災センター前」下車南へ徒歩約5分
- ・J R 「京都」駅 八条口よりタクシー約10分

(お願い)

駐車場に限りがありますので、お車でのご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止への対応について

▶株主さまへのお願い

- ◎新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ◎感染のリスクを避けるため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします。
 - ・書面（郵送）で議決権を行使される場合
2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
 - ・インターネット等で議決権を行使される場合
2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに入力をご完了ください。

▶当社の対応について

- ◎株主総会における感染リスクを避けるため、当社役員および運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を実施させていただきます。ご理解およびご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ◎発熱などのかぜ症状が確認された株主さまにつきましては、検温をお願いする場合がございます。なお、37.5℃以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお控えいただくこともございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎会場等において、次亜塩素酸消毒液の噴霧などの感染予防のための措置をとらせていただきます。

お土産の取り止めについて

株主総会にご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。